水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年１１月１９日

第二管区海上保安本部長

白﨑　俊介（公印省略）

１　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（１）名　　称　　山形県港湾事務所

（２）住　　所　　山形県酒田市船場町二丁目５番１５号

２　水路測量を実施する区域及び期間

（１）区　　域　　加茂港加茂地区（付図のとおり）

（２）期　　間　　令和８年１１月２４日から

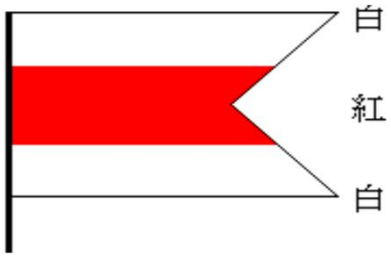
令和８年１２月４日（内１日）

３　水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

４　航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



付図

水路測量区域図

測量箇所：山形県鶴岡市加茂　地先

